

# 入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式）】

業務名称: ミャンマー連邦共和国 官民連携による栄養  
改善事業推進にかかる基礎情報収集・確認  
調査

案件番号: 20a00111

- 第1章 入札の手続き
  - 第2章 特記仕様書
  - 第3章 技術提案書作成要領
  - 第4章 経費積算に係る留意事項
  - 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項
  - 第6章 契約書（案）
- 別添様式集

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」を基本とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年4月22日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

## 第1章 入札の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年4月22日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ミャンマー連邦共和国 官民連携による栄養改善事業推進にかかる基礎情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約期間（予定）：2020年7月から2021年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

#### 4. 窓口

##### 【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)（※新アドレス）

担当者：【大垣内：[Ogaito.Ayumi@jica.go.jp](mailto:Ogaito.Ayumi@jica.go.jp)】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達・派遣業務部受付となります。なお、緊急事態宣言発令に伴い、持参による窓口での受領は行っておりません。

##### 【事業実施担当部】

人間開発部 保健第二グループ第3チーム

#### 5. 競争参加資格

##### （1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

##### 1）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

##### 2）独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3）独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a）競争開始日（入札書の提出期限日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b）競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（入札会での落札宣言日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c）契約相手確定日（入札会での落札宣言日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d）競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

##### （2）積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

##### 1）全省庁統一資格

平成31・32・33年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に起因する在宅勤務等により代表者印又は社印の押印が困難な場合は、プロポーザル格納完了メールを送付いただく際に、その旨記載のうえ、共同企業体構成員を含む各社の責任者にもCCを入れて送付ください（この際、各社の責任者につきましては、本文内に役職とお名前を明記くださるようお願いいたします）。共同企業体結成届（1枚）への各社押印の取得が困難な場合は、代表者名による共同企業体参加表明書（様式は任意としますが、組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください）を各社から取り付け、プロポーザルと合わせて格納してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約締結までに確認します。

## 6. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

ア. 提出期限：2020年5月11日（月）正午まで

イ. 提出先：上記4. 窓口

ウ. 提出方法：電子メール

（公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。）

(2) 上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2020年5月15日（金）までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したのものとして取り扱います。

### （3）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 7. 入札書・技術提案書の提出

（1）提出期限：2020年5月22日（金） 12時

郵送の場合も、上記提出期限までに必着とします。

（2）提出方法：

1) 技術提案書・入札書とも、電子データ（PDF）のみでの提出を原則とします。

電子データ（PDF）での提出の場合、紙媒体での提出は不要です。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「[業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法](#)」を参照願います。

2) 技術提案書・入札書の電子データでの送付が困難な場合は、郵送での提出をお願い致します。その場合は、プロポーザル、入札書とも、社印又は代表者印の押印を必須とします。

郵送の場合は、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイトにて提示される「各種書類受領書」を合わせて提出してください。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)）

（3）提出先・場所：

1) 電子データ（PDF）での提出の場合：

当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

2) 郵送の場合：上記4. 窓口【選定手続き窓口】

（4）提出書類：技術提案書 正1部 写4部

入札書 正1部 写1部

注）電子データ（PDF）での提出の場合は、技術提案書・入札書ともに、写の提出は不要です。

郵送での提出の場合、入札書は密封してください。

(5) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
- 2) 提出された技術提案書に記名、押印がないとき。ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合は、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 3) 同一者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 技術提案書の審査結果の通知

技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2020年6月12日（金）付までに、電子メールに添付した文書をもってその結果を通知します。2020年6月15日（月）午前までに結果が通知されない場合は、上記4. 窓口にお問い合わせ下さい。

入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の郵送にて提出された入札書は、未開封の状態のまま郵送にて返却します（電子データで提出された入札書は当機構にて責任をもってデータ削除します）。

9. 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時：2020年6月19日（金）15時00分～

(2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構

※入札会会場の開場は、入札会開始時刻の5分前となります。1階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会に参加できません。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(3) 必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類をご準備下さい。

- 1) 委任状 1通（「別添様式集」参照。代表権者が出席の場合は不要。）
- 2) 入札書 2通（「別添様式集」参照）
  - 入札書は技術提案書と共に提出して頂きますが、不落の場合、その場で再入札して頂きます。
- 3) 印鑑、身分証明書
  - 代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印とし

て必要になりますので、持参して下さい。

- ▶ 代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

(4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、その場で再入札を実施します。

再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご留意ください。

(5) 書類の修正

入札会場で書類を修正する必要が生じた場合に、以下の手続きが必要となりますので、ご留意ください。

- ▶ 代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。
- ▶ 代表権を有する者が参加の場合は、修正箇所に、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、代表権者本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

(6) その他

入札会に引き続き、落札者と当機構調達・派遣業務部及び案件主管部にて、契約条件の確認等についての打合せを行う予定ですので、予めご承知お祈りいたします。

10. 入札書

- (1) 入札は、技術提案書と同時提出済みの入札書を開封します。不落による2回目以降の入札（再入札）は、入札会当日持参した入札書によります。
- (2) 第1回目の入札では、原則代理人を定めず、名称又は商号並びに代表者の氏名を記載し、押印することにより入札書を作成して下さい。なお、再入札の際は、必要に応じ、代理人を定めて下さい。代理人を定める場合は、入札書に代理人の氏名を記載し、押印することで、有効な入札書とみなします。その際、応札者の押印は省略することができます。
- (3) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税込）をもって行います。
- (4) 再入札の場合の入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入して下さい。
  - ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印
  - イ. 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、代理人の氏名及びその者の印
- (5) 入札価格（消費税を除く。）は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (6) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (7) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を

提出したものとみなします。

(8) 入札保証金は免除します。

(9) 入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 委任状を提出しない代理人による入札
- 4) 記名押印を欠く入札

ただし、新型コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合は、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記頂ければ、その入札書を有効と致します。

- 5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- 6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 7) 明らかに連合によると認められる入札
- 8) 同一競争参加者による複数の入札
- 9) 条件が付されている入札
- 10) その他入札に関する条件に違反した入札

## 1.1. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。**

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点(小数点第1位まで計算)とします。

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達してい	60~70%

ないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

(3) 価格評価の方法

価格評価点は、入札金額（応札額）が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る入札金額については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【入札金額が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【入札金額が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

なお、予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

12. 入札会手順等

(1) 入札会の手順

1) 出席者等の確認

入札事務担当者が各出席者に入札会出席者名簿への署名を求めるとともに、委任状（代表権を有する者が出席の場合は不要）を受領し、内容を確認します。

なお、入札に参加できる者は原則として各社2名以内とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。また、必要に応じ、本人確認（運転免許証の提示等）を求めることがあります。

2) 技術点の発表

入札事務担当者が、競争参加者各社の技術評価点を発表します。

3) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、既に提出されている入札書の封印を確認し、併せて、各出席者にも確認を求めた上で、入札書を開封し、入札書の記載内容を確認します。

4) 入札金額の発表

入札執行者が、各競争参加者の入札金額を読み上げます。

5) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

6) 落札者の発表

入札事務担当者が、予定価格を超えない競争参加者の価格評価点及び技術評価点を算出し、これを合算して総合評価点を確認し、入札執行者がこれを読み上げた上で、「落札者」の発表を行います。

7) 再入札

全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、直ちに入札会に参加している競争参加者に再度の入札（以下「再入札」という。）を求めます。再入札を1回（つまり合計2回の入札）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、会社への連絡を行うための休憩を挟む場合があります。

(2) 入札途中での辞退

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函して下さい。

金				辞				退			円
---	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 入札会の終了

2回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

1.3. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出をいただきます。
- (2) 「第6 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」（「第6章 契約書（案）」参照）については、入札金額内訳書等に基づき、両者協議・確認して設定します。
- (4) 本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

#### 14. 競争・契約情報の公表

本競争入札の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

技術提案書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

##### （1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

###### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

###### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

###### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

##### （2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

#### 15. 誓約事項

技術提案書の提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、技術提案書提出頭紙への記載により行っていただきます。

##### （1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して応募者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 16. その他

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) 技術提案書の報酬

技術提案書及び入札書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) 技術提案書の目的外不使用

技術提案書は、本件競争の落札者を決定し、また、契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、技術提案書に記載された情報を提供することがあります。

### (4) 技術提案書の返却

落札者以外の技術提案書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。技術提案書を郵送された場合、競争参加者の要望があれば返却しますので、入札会の日から 7 営業日以内に上記 4. 窓口まで連絡願います。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となった技術提案書で提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽の技術提案書

技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした競争参加者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) 技術評価にかかる説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課 ([butml@jica.go.jp](mailto:butml@jica.go.jp)※新アドレス)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

以上

## 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、本競争は一般競争入札ですので、原則として特記仕様書の内容は変更できませんが、競争参加者の技術提案書等を踏まえ、誤記の修正や業務内容の具体化を目的とした追記等を行う場合があります。

### 1. 調査の背景

#### (1) 栄養不良に対する国際的な取り組みと JICA

世界の栄養問題の存在は十分に認識され相応の対策が行われてきたと考えられてきたものの、2012年国際的学術雑誌であるLANCET誌に発表された一連の論文やコペンハーゲン・コンセンサスの結果から、費用対効果の高い、そして科学的に十分有効性が示された対策方法があるにもかかわらず、国際社会は取り組むべき課題に対して非常にわずかな投資しかしてこなかったとの指摘を発端に、世界の栄養不良の改善のための取り組みを一層強化する必要性が強調されることとなった。これを契機として、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGsにおいても、あらゆる形態の栄養不良への取組として栄養や健康の課題を対象とする「目標2 飢餓をゼロに」「目標3 すべての人に健康と福祉を」が設定され、また日本政府も財政支援を行っているScaling Up Nutrition (SUN)をはじめとするこれまでにない国際協調の枠組みが生まれつつある。こうした背景の下、JICAも途上国の栄養不良対策への協力を強化する方針を打ち出し、母子栄養へのさらなる取り組みの強化、アフリカ栄養イニシアティブ (Initiative for Food and Nutrition in Africa: IFNA) の立ち上げなどを実施しているところである。しかしながら、減少していた世界の飢餓人口は2014年から増加に転じ、世界の9人に1人が飢餓に直面するなど (The Sustainable Development Goals Report 2019 (United Nations, 2019)、一層の取り組みの強化が必要とされている。

一連の栄養課題への国際的注目の中、ロンドンにおけるオリンピック・パラリンピック開催の機会に栄養改善に向けた国際的な取り組みの強化を喚起する動きの中で、2013年に成長のための栄養サミットが開催され、「Global Nutrition for Growth Compact」が発出されるに至った。同Compactにおいて、我が国も栄養改善強化の一環として、栄養改善に向けた官民連携パートナーシップを先導することとしており、2014年7月に閣議設定された健康・医療戦略において「新興国・途上国を含む各国の栄養改善のため、官民連携を通じた包括的ビジネスを含む事業の国際展開を進める」方針とし、2015年3月に発足した「栄養改善事業の国際展開検討チーム」での議論を経て、2016年9月、官民が参加する「栄養改善事業推進プラットフォーム (Nutrition Japan Public Private Platform)」(以下NJPPP)が立ち上げられた。発注者はNJPPP立ち上げのための検討チームにも参画し、発足後は同プラットフォーム運営員会の共同議長として、途上国における栄養課題の共有、NJPPP事業に対する側面支援などを通じ貢献を続けているところである。今後我が国で開催されるオリンピック・パラリンピックにあわせ、東京において成長のための栄養サミットが開催されることが計画されている。同サミットへの他の貢献に合わせ、NJPPP事業の成果についても積極的に発信することが求められている。

## (2) NJPPPにおける栄養改善への取組み

NJPPPでは、発足以来食品・栄養関連企業による提案に基づき、各国においてプロジェクトを実施してきている。提案企業は異なるものの、これまでインドネシア、カンボジアにおいて、女性が中心となっている工場労働者に対する栄養改善事業を実施してきており、本年度からはミャンマーにおける取組が開始されている。これらの国における工場労働者は、出産可能な年齢層の女性が中心となっており、適切な工場給食に栄養教育を組み合わせることで、本人の栄養状態及び健康が改善するのみならず、次世代の栄養改善にもつながる取り組みであることが期待されている。一方で、栄養バランスに優れた給食の採用及び健康教育に関しては、工場側の導入意欲が必要であるものの、これまで導入による効果については十分なデータがなく、より多くの企業への導入拡大については課題がある状況である。

ミャンマーの保健・栄養指標については、他ASEAN諸国に比べて状況が悪く、近年、死因における非感染性疾患の割合が高まる傾向にあり、疾病の二重負荷が存在するなど課題が多い。栄養に関しても、いまだに飢餓による栄養不足に苦しむ世帯の割合が大きい一方、過栄養等を原因とした肥満の増加など、栄養不足と過栄養、双方の問題が混在している状況にある。今年度から開始されたNJPPPのプロジェクトにより主に女性と将来的にはその子供の栄養・健康状態が向上するとともに、工場における労働生産性の向上が期待されており、この効果を測定・実証することで同事業のさらなる拡大が期待されている。

## 2. 調査の目的

NJPPPプロジェクトによる栄養改善事業の効果測定に必要な情報を収集し、職場における栄養改善事業の効果としてとりまとめ、またミャンマーにおける栄養改善分野への本邦食品・栄養関連企業の進出にあたり必要な情報を収集・整理することを目的とする。具体的には、NJPPPが「ミャンマーにおける給食事業を通じた職場の栄養改善事業調査」プロジェクトを実施する機会を捉え、同プロジェクトにおいて工業団地内の日系企業で導入される栄養を考慮しかつ現地従業員の嗜好にあった職場給食の提供及び栄養教育推進のモデル（以下「職場給食モデル」）形成のために必要な従業員の勤労意欲や生産性に関する情報等の収集、ならびに同モデルのエビデンス構築のためのベースライン、ミッドライン、エンドラインのデータ収集・整理を目的とするものである。なお、本調査として独自の介入を行うものではなく、NJPPP事業が実施する介入の効果測定・調査を目的とする。

## 3. 調査実施上の留意事項

### (1) 調査・分析項目

今回提供する「職場給食モデル」がミャンマー及び他途上国、特に工業化が比較的進んでいる国における本邦関連企業による将来の栄養改善事業への取り組みの開始・拡大に資することを念頭に、調査すること。

### (2) JICA職員等の現地調査への参加

JICA職員等の現地調査参加は現時点では以下のとおり。

1回目：2020年8月、7日間程度

2回目：2020年11月、7日間程度

## (3) 「東京栄養サミット2020」に向けた資料作成

2020年12月に開催予定の「東京栄養サミット2020」で、本調査の進捗報告を行う。ミッドライン調査の結果を基に、発表資料（パワーポイント資料およびポスター資料を想定）を作成すること。作成に当たり、資料の構成や内容について、当機構と十分に協議・確認を行うこと。

## (4) 計画内容の確認プロセス

本調査は、「職場給食モデル」を確立し、今後ミャンマーのみならず他途上国、特に比較的工業化が進んでいる国における本邦関連企業による将来の栄養改善事業への取り組みの開始・拡大に資することを目的とし踏まえ、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で十分機構と協議すること。

なお、特に以下の段階においては、機構関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

## 1) ワークプラン作成時

業務の進め方、スケジュール、介入の内容および調査項目、再委託契約などについて、当機構と十分に協議・確認する。

## 2) ベースライン調査・ミッドライン調査・エンドライン調査終了時

現地調査終了後、現地調査結果概要につき説明・協議する。現地調査結果概要については、機構ミャンマー事務所および案件主管部（人間開発部）に報告を行うこと。

## 3) 月次報告

契約期間中、実施した業務内容や課題・留意事項等を月報としてまとめ当機構案件主管部（人間開発部）に電子データで提出する。なお、現地調査についてはできる限り現場の様子がわかる写真を盛り込むこと。

## 4) 報告書（案）作成時

報告書の内容、分析結果の記載内容等について、当機構と十分に協議・確認する。

## (5) ミャンマー側関係機関との関係

本調査のミャンマー側関係機関としては、保健・スポーツ省国家栄養センター（National Nutrition Center, Ministry of Health and Sports）及び関連省庁を想定している。調査開始に当たり、これらミャンマー側関係機関に対し調査の概要を説明した上で、調査項目等に対するミャンマー側関係機関の意見等を聴取し、調査に反映すること。

関係機関：保健・スポーツ省国家栄養センター  
保健・スポーツ省公衆衛生局

## (6) 介入の内容および調査項目の設定

本調査の介入は、前述のNJPPP事業で実施する職場給食と栄養教育の提供を想定しており、本調査として独自の介入は行わない。調査項目については、勤労意欲や生産性を図る国際的な指標（現時点では、「SF-12® Health Survey」や”WHO

Health and Work Performance Questionnaire”を想定)を参考に設計し、現地再委託先と協力しつつミャンマー語版を作成すること。

(7) ミャンマー国内における選挙

2020年11月頃、ミャンマー国内で国会議員選挙が予定されており、選挙日程、結果により、現地調査が円滑に実施できない可能性がある。現地調査日程については選挙日程を見極めながら実施すること。

#### 4. 調査の内容

「職場給食モデル」を確立し、今後ミャンマーのみならず他途上国、特に比較的工業化が進んでいる国における本邦関連企業による将来の栄養改善事業への取り組みの開始・拡大に資することを念頭に、下記の内容を調査する。なお、以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

(1) 第1回国内作業期間(国内準備期間)(2020年6月中旬～6月下旬)

- ① NJPPPの過去類似プロジェクトのレビュー。
- ② 当該分野の先行調査・研究等のレビュー。
- ③ ローカルコンサルタントへの現地再委託の準備。

(2) 第1回現地作業期間(2020年7月上旬～7月中旬)

- ① ワークプラン(和文・英文)の作成及び、JICA及びNJPPP関係者との調整。
- ② 倫理審査申請状況のフォローアップ。
- ③ 現地調査収集データにかかる対象工場経営者との協議。
- ④ 現地職場給食モデル実証のための介入とデータ収集手順書(和文・英文)取りまとめ。
- ⑤ ローカルコンサルタントとの再委託契約準備。

なお、ワークプランには、(1)第1回国内作業期間の結果及び調査の全体方針を取りまとめ作成する。ワークプランの目次(案)の内容は以下のとおり。

- ・調査の背景、経緯
- ・調査の目的
- ・調査の方針
- ・調査の内容と方法(調査項目、作業項目、手法)
- ・作業計画(作業工程フローチャート、日程等)
- ・調査員の作業および作業期間
- ・調査実施体制(現地の体制、国内支援体制)
- ・提出する報告書とその目次案
- ・JICAへの便宜供与依頼事項

(3) 第2回現地作業期間(2020年7月下旬～8月下旬)

- ① 「栄養プロファイル」作成のための情報収集。
- ② ローカルコンサルタントとの契約及び情報収集にかかるトレーニングの実施。
- ③ ベースライン調査の実施

④ ローカルコンサルタントが行うデータセットの構築・データクリーニングのモニタリング。

⑤ ベースラインデータセットの最終化・集計

※「栄養プロファイル」とは、対象国の栄養関連政策・制度・規制や、栄養を取り巻く状況・課題、関係期間・事業についてまとめたものです。（参考情報は、「第3技術提案書作成要領」の「2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項（6）配布閲覧資料」を参照してください。）

（4）第3回現地作業期間（2020年9月上旬～2021年1月上旬）

① 介入内容の月例モニタリング及び報告。

（5）第4回現地作業期間（2020年11月下旬）

① ミッドライン調査の実施。

② ローカルコンサルタントが行うデータセットの構築・データクリーニングのモニタリング。

③ ミッドラインデータセットの最終化・集計。

（6）第2回国内作業期間（2020年12月上旬）

① ミッドライン調査結果にかかる報告会開催。

② ミャンマー国「栄養プロファイル」の作成。

③ 「東京栄養サミット2020」に向けた資料作成。

（7）第5回現地作業期間（2021年1月下旬）

① 介入内容の月例モニタリング及び報告。

（8）第6回現地作業期間（2021年2月上旬～中旬）

① エンドライン調査の実施。

② データセットを最終化・集計。

③ エンドライン・最終調査報告書作成。

（8）帰国後整理期間（2021年2月下旬）

① 現地業務結果報告書最終版（和文）の作成。

② 業務完了報告書（和文）の作成。

## 5. 業務の工程

（1）2020年6月中旬より業務を開始

（2）2020年7月下旬～8月下旬に栄養プロファイル作成開始、ベースライン調査を実施

（3）2020年11月下旬にミッドライン調査を実施、同調査に基づき12月上旬に栄養サミットに向けたプレゼンテーション資料（パワーポイント）およびポスターを作成

（4）2021年1月下旬までにエンドライン調査を実施

（5）2021年2月下旬までにエンドライン・最終調査報告書

## 6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)を成果品とする。最終成果品の提出期限は、2021年2月下旬を予定している。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

なお、本契約における成果品は(1)～(7)のすべてとする。

- (1) ワークプラン（契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの）
  - 和文3部（JICA ミャンマー事務所、JICA 人間開発部、現地調査チーム）
  - 英文3部（JICA ミャンマー事務所、JICA 人間開発部、現地調査チーム）
- (2) 現地業務結果報告書
  - 和文3部（JICA ミャンマー事務所、JICA 人間開発部、現地調査チーム）
  - 英文3部（JICA ミャンマー事務所、JICA 人間開発部、現地調査チーム）
- (3) 栄養プロファイル
  - 和文
- (4) データセット4種（Excel ならびに SPSS フォーマットによる。）
  - ① ベースライン調査データセット
  - ② ミッドライン調査データセット
  - ③ エンドライン調査データセット
  - ④ ベースライン、ミッドライン、エンドライン統合版データセット
- (5) パワーポイント資料
  - 英文
- (6) ポスター資料
  - 英文 A0サイズ（ポスターサイズ） 2枚
- (7) 業務完了報告書
  - 和文3部（JICA ミャンマー事務所、JICA 人間開発部、現地調査チーム）
  - 英文3部（JICA ミャンマー事務所、JICA 人間開発部、現地調査チーム）

上記(1)～(2)および(7)については簡易製本並びに電子データ、(3)～(5)は電子データ、(6)はA0サイズ（ポスターサイズ）の印刷物並びに電子データを提出することとする。報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

(別紙)

## 報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) ミャンマーにおける栄養を取り巻く現状・課題
  - 1) 栄養関連政策・指標、制度、規制  
栄養分野の国家政策・動向、優先課題、法制度、行政枠組み、予算規模などについて取りまとめる。
  - 2) 国民の栄養状況と課題  
乳幼児から高齢者までライフコースに渡る国民の栄養状況や、微量栄養素のデータ、栄養・食事摂取関連行動に関する情報を取りまとめる。
  - 3) 食料安全保障状況・課題  
食物消費および食料安全保障状況について取りまとめる。
  - 4) 栄養に関連する周辺課題の状況  
教育・水衛生などに関する定量データと課題・政府動向の取りまとめ。
  - 5) 栄養関連事業実施機関（マルチセクター含む）
  - 6) 栄養関連データベース・情報源  
栄養事業実施体制や調整組織、マルチセクター連携事業例の取りまとめ。
  
- (2) 職場栄養改善事業による介入の調査
  - 1) 調査の背景・前提
  - 2) 調査方法、調査項目
  - 3) 勤労意欲に関する調査結果
  - 4) 生産性に関する調査結果
  
- (3) 「職場給食モデル」形成に係る留意事項
  - 1) 介入の内容に関する留意事項
  - 2) 「職場給食モデル」導入企業拡大の可能性・展開に係る改善点

以上

## 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書案」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

### 1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項	頁数目安	
	1社	JV
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1) 類似業務の経験 <u>類似業務：データ調査・統計に係る各種業務</u> (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	6  1～2	注  1～2
2 業務の実施方針等 (1) 課題に関する現状認識 (2) 業務実施の基本方針 (3) 作業計画／要員計画 (4) その他		10  1 / 3  1
3 業務従事予定者の経験、能力等 (1) 評価対象業務従事者の経歴		5／人

注) 共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を頁数目安として下さい。

注2) ISO9001等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数の目安には含まれません。

### 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

#### (1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書案」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2) 業務量の目途及び業務従事者

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定す

る目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書案」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

1) 作業人月（目途）：

（全体）約5.1人月

（内訳）現地作業：約3.1人月（現地渡航回数：延べ7回）

国内作業：約2.0人月

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- ① 業務主任者／統計（2号）
- ② 栄養

(3) 各業務従事者の評価に際しての類似業務／対象国／語学力

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／統計】

- a) 類似業務経験の分野：データ調査・統計にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ミャンマー国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

※総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体から同意書（自営の場合は本人の同意書）（様式はありません）を取り付け、技術提案書（正及び写）に添付してください。同意書は写しでも構いません。

(5) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材

の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

(6) 配布資料／閲覧資料等

以下の資料および機構が当該国にて過去に実施した以下の調査の報告書を、ウェブサイトにて閲覧可能です。

- 1) ミャンマー連邦共和国「プライマリーヘルスケア拡充に関する情報収集・確認調査」  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12290334.pdf>
- 2) 「JICA 食と農の協働プラットフォーム (JiPFA)」  
ミャンマー分科会第一回会合 (2019年12月26日開催) 資料  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/ku57pq00002kzkw6-att/myanmar\\_01\\_data05.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/ku57pq00002kzkw6-att/myanmar_01_data05.pdf)

その他主要な政策文書及び基礎データは、以下のホームページより閲覧可能です。

- 1) ミャンマー保健スポーツ省  
<https://www.mohs.gov.mm/>
- 2) ミャンマー農畜産灌漑省  
<https://www.moali.gov.mm/>
- 3) 保健情報ユニット  
<http://themimu.info/>
- 4) 栄養プロファイル  
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/profile/asia.html>
- 5) NJPPP  
<http://njppp.jp/>

主要な援助実施機関の支援情報は以下の URL より閲覧可能です。

- 1) 世界銀行  
<https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P149960?lang=en>
- 2) UNICEF  
<https://www.unicef.org/myanmar/>
- 3) The Global Fund  
<https://data.theglobalfund.org/investments/location/MMR>
- 4) USAid  
<https://www.usaid.gov/burma>
- 5) WFP  
<https://www.wfp.org/countries/myanmar>

### 3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

#### 3. 1 コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### 3. 2 業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書案」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

##### (1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

- 1) 途上国を取り巻く国際的な栄養分野の潮流とその影響
- 2) ミャンマー国における栄養分野（保健・農業・水衛生含む）の現状と課題
- 3) 従業員の健康と栄養に関する現状と課題

##### (2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書案」で示した内容及び上記(1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか、運営面及び技術面の観点から記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。なお、「第2章 特記仕様書案」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

##### (3) 作業計画／要員計画

上記「(2) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、作業計画と要員計画を記述して下さい。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

##### (4) その他

相手国政府又は機構からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

### 3. 3 業務従事予定者の経験・能力等

「3. 2 業務の実施方針等」で提案された内容を実際に行う業務従事予定者の経験・能力等について記述して下さい。

当該業務に配置される業務従事者のうち、2. (3)で評価対象とされた業務従事者について、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照して、記述して下さい。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して下さい。

### 3. 4. その他の技術提案書作成に係る留意事項

#### (1) 技術提案書の体裁等

##### 1) 体裁

技術提案書は正及び写ともに、色紙、写真台紙の使用は不可とします。各章毎の見出しとしては、タックインデックスを使用して下さい

正のみフラットファイル綴じとします。写は、背表紙無し、2穴ひも綴じとします。

##### 2) 形式

技術提案書は、A4版(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度とし、両面印刷として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前に綴じて下さい。

##### 3) 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

別紙：評価表

## 評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点(例)
1. コンサルタント等の法人としての経験、能力		10
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。</li> <li>● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。</li> <li>● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	6
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。</li> <li>● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。</li> <li>● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。</li> <li>● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。</li> </ul>	4
2. 業務の実施方針等		40
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。</li> <li>● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。</li> <li>● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。</li> <li>● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。</li> </ul>	16
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。</li> <li>● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。</li> </ul>	18
(3) 作業計画・要員計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提示された業務実施基本方針に見合った業務担当者の担当分野、格付の構成がなされているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。</li> <li>● 各業務従事者の配置期間が作業計画と整合したものであり、作業を適正に実施できる期間が確保されているか。</li> </ul>	6

3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力		50
(1) 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／統計		50
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li> <li>● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。</li> <li>● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li> </ul>	25
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。</li> <li>● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。</li> <li>● 業務従事の長短を考慮する。</li> </ul>	10
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。</li> </ul>	5
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。</li> <li>● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。</li> </ul>	5
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。</li> </ul>	5

## 第4章 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するに際し、留意すべき点について記載します。競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」（本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。）に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）（下記URL参照）にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

### 1. 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

### 2. 入札金額内訳

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

#### （1）費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、費目の構成を次の通りとします（別添様式1-5参照）。

		内 容
I. 報酬		業務を実施・完成させることに対する報酬
II. 直接経費	（1）航空賃	本邦又は第三国から対象国への航空賃
	（2）現地関連費	①業務従事者にかかる日当・宿泊料などの旅費 ②現地通訳費、車両関連費等の現地で支出する直接経費
	（3）国内関連費	国内で支出する直接経費
	（4）機材費	機材購入費・輸送費等
	（5）再委託費	業務の一部を再委託（下請負）するための経費（機構が認める場合に限る。）
III. 消費税		消費税及び地方消費税

#### （2）報酬額の積算

報酬の額は、業務従事者ごとの報酬単価（月額）に業務量（業務人月）を乗じて積算して下さい。

業務人月は、現地業務は拘束日30日、国内業務は実働日20日で1人月として積算して下さい。

#### （3）直接経費の積算

直接経費は、報酬以外に実支出に基づいた支払いとすべき費用を計上して下さい。ただし、実支出の確認は、定額で計上を求める経費を除き、合意された単価に実績（例：渡航回数、現地での業務従事人月等）を乗じて、支払額を確定することを原則とします。

### 3. 定額で計上する経費

以下の直接経費については、以下に示す定額を入札金額に含めて計上することとし、契約金額に含めて契約することとします。契約業務完了に際しては、本定額経費について、証拠書類に基づいて実費精算させていただきます。

なお、本業務においては、直接経費のうち（4）機材購入費の支出は想定しておりません。（5）再委託費の計上を認めます。

#### 1. 直接経費 （3）一般業務費のうち、

③車両関連費 4,500円×93日=418,500円

⑦国内交通賃（ヤンゴン-ネピドー間）26,703円×7回=186,921円

#### 1. 直接経費 （6）再委託費のうち、

①現地再委託費（データ収集）：4,000,000円

（業務内容は、調査項目の翻訳、調査実施、データ取りまとめなど。委託期間は2020年7月から2021年1月にかけて断続的に業務が発生することを想定。）

本定額計上の趣旨は、上記に係る経費はその適切な積算が現時点では困難であることから、これを定額で入札金額に入れ込むように指示することにより、価格競争の対象としないということです。

これら定額で契約する経費については、「第5 契約管理及び契約金額の精算に係る留意事項」に記載の通り、証憑書類による精算を行います。

上記経費については、各支出項目・内容の妥当性を確認するため、経費の内訳が明らかになった段階（契約開始後～経費支出前）で2者打合せ簿により支出予定経費の内訳を確認します。また、精算時には支出項目／内容の妥当性を確認するため当該打合せ簿を証憑書類とあわせて提出します。

## 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

経費確定（精算）報告書の作成にあたっては、以下を参照して下さい。

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/20151013\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/20151013_02.html)

### 1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。

数量等確認の有無については、「有」又は「無」の記載のとおりです。

費用項目		数量等実績確認の有無
I. 報酬		無：
II. 直接経費	(1) 航空賃	有：渡航回数を確認
	(2) 現地関連費	有：現地業務人月（人日）を確認
	(3) 国内関連費	無
	(4) 機材購入費	有：購入された機材の内容と契約終了時の取扱いを確認
	(5) 再委託費	無：

### 2. 請求金額確定の方法

#### (1) 精算を要しない金額の確定

受注者は業務完了時に、経費確定（精算）報告書を機構に提出し、併せてその数量を確認できる資料を提出して下さい。

#### 1) 数量の確認が必要な金額の確定

経費確定（精算）報告書に監督職員の確認を受けた「業務従事者の従事計画・実績表」を添付して下さい。同表に基づき、業務人月（現地／国内）及び渡航回数を確認します。確認を経た金額が請求金額となります。

具体的な数量の確認方法は以下のとおり。

航空賃	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、渡航回数を確認します。 個別の渡航に係る航空賃の実費を確認するのではなく、エコノミークラスとビジネスクラスに分けた渡航回数のみを確認し、契約書に記載された単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された渡航回数を上限とします。
現地関連費	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、現地業務人月を確認します。現地の業務人月（人日）を確認し、契約書に記載された現地関連費の1人月（人日）あたりの単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、人月（人日）数

## 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

	量については、契約書に記載された現地業務人月（人日）を上限とします。
機材購入費	<p>「購入機材リスト」にて購入された機材の種類・数量を確認します。</p> <p>契約書に記載された「購入すべき機材のリスト」のおりの種類・数量の機材が購入されているか確認します。併せて、契約終了時の機材の取扱い（現地事務所への返納又は現地政府関係者への譲与等）を確認します。</p> <p>適切に機材が購入され、現地業務終了時に適切に処理することが確認できれば、契約金額の内訳金額を確定金額とします。</p>

### 2) 数量の確認が不要な金額の確定

契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。

### (2) 精算を要する金額の確定

定額計上するよう指示されている直接経費については、証憑書類（領収書等）に基づき実費精算することとなります。

なお、特記仕様書において、定額計上した直接経費の支出対象項目が十分明確になっていない場合は、精算対象支出が監督職員の確認を経たものであること（定額計上金額の支出対象としてよいこと）を確認するため、支出対象項目の内容について打合簿を作成し、証憑書類に添付して下さい。

### 3. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部（人間開発部）と相談して下さい。

### 【契約管理について】

本契約についても「業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018年5月）」が適用されます。

しかしながら、上述のとおり、契約金額に「精算を要しない金額」が含まれ、これら金額については、同ガイドラインの適用が限定されることとなります。

適用の限定について、同ガイドライン「4. 契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」にそって、具体的に記載すると以下のとおりです。

#### (1) 契約締結時における確認事項

適用されます。ただし、「4) 要員に係る合意事項」については、入札によって既に契約金額に含まれるべき「報酬」が確定しているため、不要です。

#### (2) 業務計画書等の提出

適用されます。

#### (3) 費目間流用

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。

#### (4) その他契約金額内訳に係る事項

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。ただし、「5）旅費の分担について」は、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

- (5) 業務従事者の確定・交代  
業務従事者の確定・交代については、「業務従事者の専門性の確認」の視点から確認させていただきます。
- (6) 現地再委託契約  
「再委託費」が定額計上した「直接経費」である場合に限り、適用されます。
- (7) 機材調達・管理  
「機材費」が定額計上した「直接経費」である場合、適用されます。ただし、「4）調達した機材の確認」については、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。
- (8) 本邦研修受入れ  
適用されます。  
本邦研修受入れに係る直接経費は、原則、定額計上するよう指示する「直接経費」として取扱われることを想定しています。
- (9) 契約の変更  
適用されます。
- (10) 不可抗力  
適用されます。
- (11) 業務の完了  
適用されます。ただし、「2）継続契約がある場合の一般業務費の支出」については、当該一般業務費が定額計上した「直接経費」である場合に限りです。

以 上

## 第6章 契約書（案）

## 業務実施契約書（案）

- 1 業務名称： ●●●国○○○○○○○○○○調査（第●／■期）
- 2 業務地： ●●●共和国
- 3 履行期間： （西暦で記入）年 月 日から  
（西暦で記入）年 月 日まで
- 4 契約金額： 円  
（内 消費税及び地方消費税の合計額 円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

## （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員： 人間開発部保健第二グループ（第3チーム）の課長
- （2）分任監督職員： なし

## （「契約金額の精算」条項の変更）

第3条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおり確定する。

- （1）直接経費のうち、航空賃及び現地関連費

航空賃については渡航回数を確認し、航空賃に係る契約単価を乗じて、航空賃内訳額の範囲内で金額を確定する。また、現地関連費については、現地業務人月（人日）を確認し、月額（日額）単価を乗じて、現地関連費内訳額の範囲内で金額を確定する。この場合において、現地業務人月（人日）とは、現地業務に係る報酬の対象となる人月（人日）を意味する。

- （2）直接経費のうち、国内関連費、機材費及び再委託費

国内関連費、機材購入費及び再委託費については、契約金額内訳の額をもって金額を確定する。

(3) 報酬

契約金額内訳の額をもって金額を確定する。

(4) 直接経費の例外

第1号及び第2号の規定にかかわらず、直接経費のうち、定額計上する以下の経費については、証拠書類に基づき精算を行い、金額を確定する。

- ・車両関連費(一般業務費) : 418,500円
- ・国内交通費(一般業務費) : 186,921円
- ・現地再委託費(データ収集) : 4,000,000円

2 前項の趣旨を踏まえ、約款第14条(契約金額の精算)及び約款第15条(支払)の規定を次の各号のとおり変更する。

- (1) 約款第14条第2項中「契約金額精算報告書(以下「精算報告書」という。)」を「経費確定(精算)報告書(以下、「経費報告書」という。)」に変更する。
- (2) 約款第14条第3項中「精算報告書」を「経費報告書」に変更し、「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。
- (3) 約款第14条第4項から第6項を削除し、第4項として、「発注者は、第1項の経費報告書及び第2項の必要な証拠書類一式を検査の上、発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。)を確定し、これを受注者に通知しなければならない。」を挿入する。
- (4) 約款第15条第1項中「前条第5項の規定による確定金額」を「前条第4項の規定による確定金額」に変更する。

(共通仕様書の変更)

第4条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン  
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除する。
- (2) 第26条 契約金額精算報告書  
本条を削除する。
- (3) 第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

※ 部分払を行う場合。

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成  
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))  
にある「契約約款」に示す通りとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))  
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。

[附属書Ⅲ]

契約金額内訳書

I. 報酬	●●, ●●●, 000円 (内訳別表)
II. 直接経費	●, ●●●, 000円
(1) 旅費(航空賃)	●●●, 000円
1) Cクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
2) Yクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
(2) 現地関連費	●●●, 000円
内訳:	●●●, 000円×○. ○人月
(3) 国内関連費	●●●, 000円 (一式)
(4) 機材費	●●●, 000円 (例: 定額計上) <sup>1</sup>
(5) 再委託費	●●●, 000円 (一式)
III. 小計	●●, ●●●, 000円
IV. 消費税等	●, ●●●, ●00円 (10%)
V. 合計	●●, ●●●, ●00円

- 旅費(航空賃)及び現地関連費は、「業務従事者の従事計画・実績表」をもとに数量を確認の上、精算金額を確定する。
- 定額計上した直接経費は、処々に基づき精算する。

別表: 報酬内訳

担当業務	格付(号)	月額(円)	業務人月	金額(円)
合 計				

<sup>1</sup> 各費目内で定額計上分は分けて記載し、【定額計上】と追記してください。

# 別添様式集

## 第1 入札に関する様式

- 別添様式 1-1 入札書
- 別添様式 1-2 委任状
- 別添様式 1-3 入札金額内訳書
- 別添様式 1-4 入札金額内訳

## 第2 技術提案書作成要領に関する様式

- 別添様式 2-1 技術提案書頭紙
- 別添様式 2-2 技術提案書表紙

(別添様式 1 - 1)

## 入 札 書

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
 契約担当役 理事 殿

住所  
 商号／名称  
 代表者役職・氏名

印  
 印

案件名  
 (一般競争入札(総合評価落札方式))  
 案件番号：

標記の件について、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金								0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---

(消費税及び地方消費税●, ●●●, ●00円を含む。)

- \* 消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
- \* 上記金額は、定額計上分の●●について、●●, ●●●千円を含むものとします。

以 上

(別添様式 1 - 1)

## 入 札 書

(再入札用：代理人を立てる場合)

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
 契約担当役 理事 殿

住所  
 商号／名称  
 代理人氏名

印

## 案件名

(一般競争入札 (総合評価落札方式))

案件番号：

標記の件について、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金									0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---

(消費税及び地方消費税●, ●●●, ●〇〇円を含む。)

- \* 消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
- \* 上記金額は、定額計上分の●●について、●●, ●●●千円を含むものとします。

以 上

(別添様式 1 - 2)

## 委任状

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事 殿

住所  
商号／名称 ⑩  
代表者役職・氏名 ⑩

私は、弊社社員 ⑩ を代理人と定め、下記の事項を委任  
します。

### 委任事項

1. 「〇〇〇国（案件名）（案件番号：XXX）」について、2000年〇〇月〇〇日  
に行われる貴機構の入札会への立会いと再入札に関する一切の権限
2. その他上記に関する一切の権限

以上

(別添様式 1 - 3)

入札書への添付は不要です。落札後、落札者のみから提出を求めるものです。

契約金額の内訳を協議するための資料ですので、押印は不要です。

## 入札金額内訳書

2000年 月 日

商号／名称

件名：案件名  
(一般競争入札(総合評価落札方式))

標記一般競争入札において応札した入札金額の内訳を以下のとおり提示します。

I 報酬	円
II 直接経費	円
(1) 旅費(航空賃)	円
(2) 旅費(日当・宿泊費及び内国旅費)	円
(3) 一般業務費(現地支出分)	円
(4) 一般業務費(国内支出分：報告書印刷費等)	円
(5) 機材購入費	円
(6) 再委託費	円
<b>合 計</b>	<b>円</b>
消費税及び地方消費税の合計金額	円
<b>総 計 (入札金額)</b>	<b>円</b>

(別添様式 1 - 4)

I 報酬  円

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	作業人月	金額 (円)
小 計				

II 直接経費  円(1) 旅費 (航空賃)  円

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額 (円)
小 計				

(別添様式 1 - 4)

(2) 旅費 (日当・宿泊費及び内国旅費)  円

担当業務	格付 (号)	滞在費				内国旅費 (円)	金額 (円)
		日当 (円)		宿泊費 (円)			
		×	=		×	=	
小 計							

(3) 一般業務費 (現地支出分)  円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(別添様式 1 - 4)

(4) 一般業務費 (国内支出分 : 報告書印刷費等)

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(5) 機材購入費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(6) 再委託費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(別添様式 2 - 1)

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事 殿

《全省庁統一資格業者コード》  
《コンサルタント等の名称》  
《代表者名》 印

〇〇〇国《案件名》(案件番号: XXX)  
に係る技術提案書及び入札書の提出について

標記業務に係る技術提案書及び入札書を下記のとおり提出いたします。

提出にあたり、(共同企業体を代表して、)以下の項目について誓約いたします。

- (1) 本案件に関連し、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程に基づく措置の対象となり得る行為を行わない。
- (2) 現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定する「反社会的勢力」に該当せず、また関与・利用等を行わない。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えている。

記

技術提案書	正 1 部
	写 部
入札書	1 通

以上

**独立行政法人国際協力機構**  
**〇〇〇国 《案件名》**  
**(案件番号 : XXX)**  
**技術提案書**

年 月

**<全省庁統一資格業者コード>**  
**コンサルタント等の名称**

担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
e-mail アドレス :
緊急連絡先 :